

## 士幌町マイホーム建設支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、士幌町住生活基本計画に基づき、士幌町内（以下「町内」という。）に住宅を新築し、又は購入しようとする者に対し、その費用の一部を補助することにより、移住及び定住の促進を図り、もって誰もが安全で安心して住み続けるための住宅及び住環境の整備の推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居住 町内に住宅を有し、住所地として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民票に記載され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 住宅 台所、便所、浴室、居室等を有し、延べ床面積が50平方メートル以上の住宅であって、自己の居住の用に供するものをいう。
- (3) 併用住宅 延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅をいう。
- (4) 中古住宅 過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。
- (5) 新築 自己又は他人に建築を請け負わせて新しく住宅を建てることをいう。
- (6) 購入 建売住宅又は中古住宅の売買契約を交わして取得することをいう。
- (7) 町が指定する分譲地 「みのり野団地」をいう。

### (補助対象地域)

第3条 補助の対象地域は、町内とする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、自らが居住する目的で補助対象地域に初めて住宅を新築し、又は購入し、10年以上継続して当該住宅に居住することを確約した者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 相続、贈与等により住宅に関して取得対価を伴わない者
- (2) 移転補償費により住宅を新築し、又は購入する者
- (3) 市町村に納めるべき税等を滞納している者（世帯員を含む。）

- (4) 町内において世帯員のいずれかが所有する住宅に居住している者（世帯分離をする者で、住宅を新築し、又は購入する者を除く。）
- (5) 町内において自らが所有する住宅に居住している者で、町外に転出又は町内に転居（賃貸住宅等への転居を含む。）をし、1年以内に、再度転入し、又は転居する住宅を新築し、又は購入する者
- (6) 過去にこの要綱及び附則第3項の規定による廃止前の分譲地子育て及び定住支援補助金交付要綱（平成29年訓令第6号）による補助金の交付を受けた者
- (7) 土幌町移住促進事業実施要領（平成29年訓令第17-8号）に定める中古住宅活用推進助成金の助成（予定を含む。）を受けた者  
（補助対象住宅）

第5条 補助対象の住宅は、令和3年4月1日から令和12年3月31日までの間に、町内に新築し、又は購入により住宅を取得し、自らが所有者として不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による不動産登記（以下「登記」という。）をした住宅とする。ただし、次に掲げる住宅を除く。

- (1) 3親等以内の親族から購入する住宅
- (2) 公共事業等に伴う住宅移転補償による住宅
- (3) 賃貸住宅
- (4) 別荘等一時的に使用する住宅
- (5) 同居する者の売買契約による住宅
- (6) 法人とその法人役員の売買契約による住宅  
（補助金額）

第6条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助基準に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を基準とする。この場合において、補助金の額の2分の1相当は、土幌町商工会商品券として交付する。

補助基準	補助基準額
住宅を新築し、又は購入する場合 （中古住宅を購入する場合を除く。）	50万円
中古住宅を購入する場合	25万円

2 次の表の左欄に掲げる条件に該当する場合は、前項に規定する補助金の額に

それぞれ同表の右欄に掲げる金額を加算するものとする。

加算条件	加算額
実績報告書を提出する年度末において、同居する18歳以下の申請者の子がいる場合	30万円 2人目以降 10万円/人を加算
町が指定する分譲地に町外から転入し、新築し、又は購入する場合	50万円

- 3 中古住宅を購入する場合は、土地と建物の購入に要する費用（併用住宅の場合は、当該併用住宅の総延べ床面積に対する自己の居住の用に供する延べ床面積の割合で<sup>あん</sup>按分して算出した額）の2分の1の額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を補助金の上限とする。

（補助申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象住宅の建設工事着手前又は売買契約締結前に土幌町マイホーム建設支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認済証の写し又は同法第15条第1項の規定による届出の写し（住宅を建設する場合）
- (2) 住宅購入に係る見積書（住宅を購入する場合）
- (3) 住宅の位置図、平面図及び立面図
- (4) 補助金の交付決定、確定等の際に必要な各種行政資料（市町村に納めるべき税等の納付状況、住民票の記載内容に関する内容）の照会、調査、閲覧に関する同意書（様式第2号）
- (5) 定住確約書（様式第3号）
- (6) 申請者及び補助対象住宅に居住する全員の住民票及び納税状況が確認できる書類
- (7) その他町長が必要と認める書類

（補助交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、土幌町マイホーム建設支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者が申請書の内容を変更する場合は、士幌町マイホーム建設支援事業補助金変更交付申請書(様式第5号。以下「変更交付申請書」という。)に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する変更交付申請書の提出により、申請書の内容を変更すべきものと決定したときは、士幌町マイホーム建設支援事業補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者は、当該住宅の引渡し後30日以内に居住し、士幌町マイホーム建設支援事業補助金実績報告(兼補助金交付請求)書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し(住宅を建設する場合)
- (2) 売買契約書の写し(住宅を購入する場合)
- (3) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し(同法第6条第1項の規定による確認を受けなければならない住宅を建築する場合)
- (4) 土地及び建物の表示に関する不動産登記法第119条に規定する登記事項証明書
- (5) 補助対象住宅の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、当該報告の内容を審査し、必要に応じて現地調査を実施して速やかに補助金額を確定し、士幌町マイホーム建設支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない特別な事由があ

ると認めるときは、返還の額の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象住宅の延べ床面積の2分の1以上を居住以外の用途に供したとき。
- (3) 補助対象住宅の全部又は一部を、他の者に売買し、譲渡し、又は貸し付けたとき。
- (4) 前条の規定により補助金額を確定した日の翌日から起算して、10年以上継続して補助対象住宅に居住しなくなったとき。ただし、単身赴任等により申請者が一時的に住居を移転した場合又は実績報告時の世帯員のいずれかが継続して居住している場合は、この限りでない。
- (5) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 補助金の交付を受けた者が前項第2号から第4号までの規定に該当したときは、速やかに土幌町マイホーム建設支援事業補助金返還届出書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する補助金の一部の返還を命ずる額は、前条の規定により補助金額を確定した日の翌日から起算して10年に満たない期間の年数（1年未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた年数）に補助金の交付金額の10分の1を乗じて得た額とする。

4 町長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずる場合は、土幌町マイホーム建設支援事業補助金交付取消返還決定通知書（様式第10号）により行うものとする。

5 前項の規定により返還命令を受けた者は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（台帳）

第13条 町長は、この要綱による補助金の決定事項等について土幌町マイホーム建設支援事業補助金交付台帳（様式第11号）を作成し、この要綱の失効後10年間保存するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

##### (この訓令の失効)

2 この訓令は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条の規定により交付の決定を受けた補助金については、この要綱の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

##### (分譲地子育て及び定住支援補助金交付要綱の廃止)

3 分譲地子育て及び定住支援補助金交付要綱は、廃止する。

##### (分譲地子育て及び定住支援補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置)

4 この訓令の施行日（以下「施行日」という。）の前日までに町が分譲するみのり野団地を購入した者に対する分譲地子育て及び定住支援補助金の交付については、前項の規定による廃止前の分譲地子育て及び定住支援補助金交付要綱の規定は、施行日以降も、なおその効力を有する。